

## 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令\(案\)」](#)等につきまして、令和2年12月24日(木)から令和3年1月22日(金)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1団体より1件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は  [\(別紙1\)](#) を御覧ください。

また、具体的な改正の内容については(別紙2)～(別紙3)を御参照ください。

### 2. 公布・施行日

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令は、本日付で公布・施行されます。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

企画市場局企業開示課 (内線3655、3844)

(別紙1)  [コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方 \(PDF : 0.1MB\)](#)

(別紙2)  [財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 \(PDF : 0.4MB\)](#)

(別紙3)  [「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について \(監査証明府令ガイドライン\) 新旧対照表 \(PDF : 0.1MB\)](#)